指定管理者による管理運営4月1日（土）スタート！

一部の施設について利用方法が変わります

15年の地方自治法の改正によって、公の施設の管理運営を民間事業者が行えるようになりました。市でもスポーツセンターや市民プラザ、東部・南部・西部の各地域センター等の施設について、4月1日（土）から指定管理者による管理運営が始まります。今号では、指定管理者への移行に伴う利用方法の変更点等をお知らせします。

一年中ご利用できます！

スポーツセンター

詳しくはスポーツセンター☎70・7900へ

スポーツセンターは4月1日（土）から5年間、東京ドームグループが管理運営を行います。

施設内容

第1・第2・第3体育室▼第1・第2武道場▼弓道場▼トレーニングルーム▼プール▼クライミングウオール▼第1・第2会議室▼研修室（和室）

開館時間（利用可能な時間）

①通常

【月曜～金曜日】午前9時～午後11時。

仕事や勉強後の体をリフレッシュしてください

【土曜・日曜日、祝日】午前9時～午後9時半（現行と変わりません）

②夏季期間（7月下旬～8月上旬）

【月曜～金曜日】午前6時～午後11時

【土曜・日曜日、祝日】午前6時～午後9時45分

※午前6時～9時は個人利用のほか、各種イベントを実施します。

③貸切利用

月曜～金曜日は区分が5つから6つになり、一区分当たりの時間が2時間20分から10分間短くなります（表1参照）

休館日

年中無休となります。正月三が日も開館しますので、一年のスタートにスポーツで心地よい汗を流してみませんか。これまでの休館日である毎月第2・第4火曜日に活動したかったサークルの皆さんには吉報です。

※プールの水替えなどで臨時に休館する場合は、事前にお知らせします。

利用料金

①利用料金

市条例で定められている料金なので、指定管理者への移行により上がることはありません。継続的な利用を可能にする新しいサービスが提供されます。

②個人利用

詳細は表2−1、表2−2の通りで変更ありません。現行のプリペイドカードに加え、回数券と定期券が販売されます。

③貸切利用

詳細は表3の通りです。前記開館時間でお知らせしたように、月曜～金曜日が6区分になるため変更となります。

利用手続き

①個人利用

現行と変更ありません。利用当日、スポーツセンターで利用券等を購入し、利用してください。

②貸切利用

【団体登録】変更ありません。現在の登録は3月末日で切れ、4月1日（土）から2年間の登録期間が更新されます。登録がないと抽選に申し込むことができないので、登録していない団体は早めに手続きを済ませてください

【抽選申し込みおよび抽選】変更ありません。利用日の2カ月前の20日～末日に受け付け、翌月初めに抽選します

【抽選後の利用】変更ありません。抽選が済んだ後、7日から受け付けます

【利用申請】現行通り、スポーツセンター1階窓口で受け付けます

※テニスコートや野球場、運動広場、八小夜間照明、青少年センター、野外訓練施設の利用申請受け付けも現行通りスポーツセンターで行います。

スポーツセンターでは多くの皆さんのご利用をお待ちしています。

各種教室・イベント

初めて運動に接する方、日ごろの運動不足を解消したい方、シェイプアップを考えている方など、それぞれのニーズや年齢層に合わせたプログラムが設定され、体育室やプールを利用して、年間を通じて多種多彩な教室やイベントが行われます。特にプールでの教室は内容盛りだくさん。料金も安価で利用できますので、ご自身のプランに合わせてご参加ください。

その他のサービス

月決めの貸しロッカー、運動用品等を販売するプロショップ、市内数カ所とスポーツセンターを結ぶ無料マイクロバスの運行など、指定管理者ならではのサービス提供があります。

表1　スポーツセンター開館時間

区　分	月曜～金曜日	土曜日・日曜日・祝日
通常開館時間	午前9時～午後11時	午前9時～午後9時半
夏季期間開館時間（7月下旬～8月上旬）	午前6時～午後11時	午前6時～午後9時45分
貸切利用の利用時間単位区分（通年）	①午前9時～午前11時10分 ②午前11時20分～午後1時半 ③午後1時40分～午後3時50分 ④午後4時～午後6時10分 ⑤午後6時20分～午後8時半 ⑥午後8時40分～午後10時50分 ※一区分当たり2時間10分	①午前9時～午前11時20分 ②午前11時半～午後1時50分 ③午後2時～午後4時20分 ④午後4時半～午後6時50分 ⑤午後7時～午後9時20分 ※一区分当たり2時間20分

表2−1　スポーツセンター個人利用料金（2時間当たり〈注1〉）

施設名	一般	中学生以下（注2）65歳以上
第1・第3体育室 第1・第2武道場 弓道場	300円	100円
トレーニングルーム	300円	100円（注3）
プール	400円	200円

注1　変更ありません
注2　6歳未満は無料です
注3　高校生以上が利用できます

表2−2　スポーツセンター利用料金前払式証票の種類

前払式証票		一　般	中学生以下65歳以上
プリペイドカード		1,000円および3,000円	
定期券	第1・第3体育室 第1・第2武道場 弓道場 トレーニングルーム	1カ月　3,000円 3カ月　8,000円 6カ月　15,000円	1カ月　1,000円 3カ月　2,700円 6カ月　5,000円
	プール	1カ月　4,000円 3カ月　10,500円 6カ月　20,000円	1カ月　2,000円 3カ月　5,500円 6カ月　10,000円
回数券（10回券）	第1・第3体育室 第1・第2武道場 弓道場 トレーニングルーム	2,400円	800円
	プール	3,200円	1,600円

表3　スポーツセンター貸切利用料金（一区分当たり）

施設名	月曜～金曜日	土曜・日曜日、祝日
第1体育室	10,400円	11,200円
第2体育室	1,500円	1,600円
第3体育室	1,800円	1,900円
第1・第2武道場	1,600円	1,700円

※他の施設は変更ありません。

生涯学習課スポーツ振興係と施設管理係が移転します

現在、スポーツセンター内にある「教育委員会生涯学習課スポーツ振興係と施設管理係」は、4月から市役所6階に移転し、東京ドームグループや体育指導委員会、体育協会等と協力して、市民の皆さんの健康の保持・増進、スポーツの振興、青少年の健やかな育成を図っていきます。

詳しくは生涯学習課スポーツ振興係☎70・7786（ただし、4月1日以降は☎70・7784に変わります）へ。

指定管理者オープンセレモニーを開催する予定です！

利用手続きが便利になります！

市民プラザ・地域センター

市民プラザおよび東部・南部・西部の各地域センター（同センター内の地区センターも含む）は、特定非営利活動法人ワーカーズコープが4月1日（土）から5年間、指定管理者として管理運営を行っていきます。変更になる利用手続きは次の通りです。

利用手続き

現在は、平日の夜間および土曜・日曜日、祝日は利用申請の受け付けができませんでしたが、4月1日（土）以降は開館時間内なら、抽選会以降、ご利用になる前日まで受け付けます（西部地域センター内多目的ホールを除く）。同様に、キャンセルも利用される日の7日前までの開館時間内ならいつでも受け付けできるようになります。

その他

各施設の利用料金、利用時間帯、休館日、抽選日・抽選方法の変更はありません。

また、各施設では指定管理者によるコミュニティを活性化する各種事業が展開される予定です。詳細は、市報にて随時お知らせしていきます。ご期待ください。

詳しくは生活文化課☎70・7738へ。

利用方法は従来通りで変わりありません！

地区センター、さいわい福祉センター

浅間町・南町・野火止・八幡町および中央町（現在建設中）の各地区センターは社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会が、さいわい福祉センターは社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会が、それぞれ4月1日（土）から5年間、指定管理者として管理運営を行っていきます。施設の利用方法は従来通りで変更ありません。

詳しくは地区センターが介護福祉課高齢サービス係（内線2558）、さいわい福祉センター☎77・2711へ。

使用申請・鍵の受け渡し窓口が変わります！

スペース105

市庁舎の道路を隔てた東側のシティコア東久留米1階105号室にあるスペース105は、現在、使用する場合、市庁舎4階の管財課へ使用申請を出していただいていますが、4月1日（土）から、使用申請・鍵の受け渡し窓口が市民プラザ管理事務室（市役所1階）へ変わります。

※受付時間・料金・休館日等は現行通りで変更はありません。

詳しくは管財課管財係☎70・7718へ。

介護保険情報

要介護認定の区分が変わります

今回の制度改正では、「介護予防」「自立支援」の強化が行われます。

今までの介護サービスは「できないこと」を補うサービスが主体でした。これは自立した生活を支援する一方、軽度な方の状態の改善につながらず、心身機能の低下、要介護度の悪化を招く一因ともなってきました。このため、今年4月からは今までの「できないこと」を補うサービスとともに、「できること」を引き出すサービス（介護予防サービス）が創設され、これにより次の通り要介護認定の区分が変更されました（左図を参照）。

要支援1・2と認定された方は	要介護1～5と認定された方は
生活機能の維持・向上を目的とした	自立した生活の支援を目的とした
介護予防サービスが利用できます	**介護サービス**が利用できます
日常生活の一部に介助が必要ですが、介護予防サービスを適切に利用すれば、心身機能の維持・改善が見込める方は、介護予防サービスが利用できます。	自立した生活を送るために介助を必要とする度合いの高い方は、介護サービスが利用できます。

要支援1とは、これまでの要支援と同じ程度の状態の方が該当します。要支援2とは、これまでの要介護1と同程度で、介護予防サービスの利用によって心身の状態が改善する可能性の高い方が該当します。

具体的には、不活発な生活によって筋力の低下や低栄養の状態などに陥っている状態が想定されます。一方、現行の要介護1と同程度であっても、認知機能の低下や心身の状態が不安定な方は、今まで通り介護サービスが利用できます。

要支援1・2の介護予防サービスであっても、要介護1～5の介護サービスであっても、一部を除いて利用できるサービス類型は同じです。ただし、介護予防サービスは利用する方の「できること」を引き出すため、目標志向や利用者の意欲向上といったものが、今までより求められます。なお、現行の要支援者は、4月1日からすぐに介護予防サービスに切り替わるわけではありません。現在の有効期間が満了となるまでは、今のサービスを受けることができます。

地域包括支援センターが介護予防の中核機関となります

地域にあるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、「地域包括支援センター」が設置されます。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントや高齢者への総合的な相談、支援を行います。

今年4月から、市では、東部・中部・西部の各地域に地域包括支援センターを設置します。詳細は今後お知らせしますが、要支援1・2の介護予防マネジメントは、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所、サービス提供事業所が協働、連携し、行っていくことになります。

詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553～2557）へ。

異動の季節です

健康保険・住所の変更は届け出を

(老)医療受給者証・(福)医療証をお持ちの方は加入している健康保険が元になりますので健康保険証に変更があった場合は、必ず届け出が必要です。また、健康保険証の記号・番号や保険者番号に変更があった場合、その都度届け出が必要になります。世帯主の変更があったり、世帯の中で一部の異動があった場合も、健康保険証の記号・番号が変わることがあります。会社や健康保険組合から市への変更の連絡はありませんので、必ず本人が届け出を行ってください。なお、その際、通院している医療機関や薬局にも届け出てください。

【用意するもの】①新しい健康保険証②(老)医療受給者証または(福)医療証③印鑑（朱肉使用のもの）

※市外へ転出される方もまたは市内で転居された方も必ず届け出をしてください。届け出に必要なものは前記②③です。

※(老)(福)いずれの届け出も窓口で届書を記入していただきます。なお、届け出は代理の方でもできます。

届け出は介護福祉課医療係（市役所1階）へ。上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所ではできません。詳しくは同係（内線2551・2552）へ。

国民年金だより

あなたも国民年金の受給額を増やしませんか

国民年金には、65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入」制度があります。

老齢基礎年金は、満額で79万4500円（17年度）ですが、満額を受け取るためには、20歳～60歳の40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者や平成3年3月以前の学生の期間は国民年金への加入は任意でした。そのため加入していなかった期間や、やむを得ない事情により保険料の未納期間がある方はその月数に応じて、年金額も少なくなっています。年金額を増やすためには、480月（満額）を超えない範囲で60歳から65歳まで「任意加入」ができます。

任意加入を5年間した場合、17年度の額で、5年間の保険料納付総額は85万9600円、受け取る年金の増加額は9万9300円です。73、74歳以上長生きすれば、任意加入期間中に払った保険料より生涯の受け取る年金額の方が多くなります。

任意加入の申し出は保険年金課国民年金係☎70・7733へ。

市民伝言板

会員募集

◆金曜ヨーガの会　毎週金曜日の午後8時から、コミュニティホール東本町で。入会金1000円、会費月3000円。初心者歓迎。詳しくは富岡☎71・1863へ。

◆「名曲の旅」混声合唱団　月3回、主に第1・第3・第4日曜日の午後2時～4時、中央公民館ほかで。会費月3000円。初心者・男性歓迎。結成3年目の合唱団です。詳しくは伊藤☎090・9310・3879へ。

◆冬扇俳句会　毎月第3金曜日の午後1時～4時、成美教育文化会館で。会費月1500円。初心者歓迎。詳しくは藤澤☎72・2490へ。

◆はじめてみよう中国語会話（你好〈にいはお〉会）　月4回、土曜日または日曜日の午後2時～3時半、中央公民館で。会費月3500円。NHKテレビテキスト使用。詳しくは及川（おいかわ）☎71・5723（夜間）へ。

◆JACKの英会話サークル　毎週土曜日の午前9時半～10時40分、中央公民館で。入会金1000円、会費月4000円。中級者。アメリカ人の男性講師。詳しくは原田☎76・6695へ。

◆黒目川歩こう会　月2回例会、都内近郊で。入会金1000円、会費年1200円、例会費各300円。4月の例会は9日（日）が長瀞（とろ）の桜と県立自然史博物館、23日（日）が顔振（こうふり）峠と越上（おがみ）山。詳しくは三田☎71・4967へ。

◆東久留米年金者組合「社交ダンス和（なごやか）クラブ」　月4回、火曜日の午後1時半～4時50分（午前9時20分～正午もあります）、東部地域センター、市民プラザホールで。会費月2000円。3月からスタート。講師によるブルースの初歩から。詳しくは飯田☎080・1126・7945（午後6時以降）へ。

◆ミニテニス（三小クラブ）　毎週木曜日の午後7時～9時、第三小学校体育館で。会費年1000円。詳しくは瀬　☎71・2223へ。

◆裏千家茶道を楽しむ会　毎月第1・第3月曜日の午後1時から、南町地区センターで。会費月2500円。初心者歓迎。詳しくは伊藤☎73・0028へ。

◆ジュニア・スポーツ・ダンス・サークル（東久留米市社交ダンス連盟）　4月9日（日）から月4回、日曜日の午前10時～11時45分、市民プラザホールほかで。5歳児～高校生とその父母。上履きまたはダンスシューズ持参。詳しくは東（ひがし）☎72・4100へ。

◆フラダンス・カ・プア　月3回、月曜日の①午後1時～2時半と②3時～4時半がスペース105、③7時半～9時がジンドースタジオ、④水曜日の午前10時～11時半がスペース105、⑤金曜日の午前10時～11時半が中央公民館で。会費1回1500円。③は40歳まで、④は4月5日から。詳しくは鈴木☎71・3910へ。

◆年金者組合カラオケサークル「ひまわりクラブ」　月2回、隔週水曜日の午前中、東部地域センターで。会費月2000円。高齢者、年金者（軽度の障害年金者も含む）。詳しくは手崎☎71・3229へ。

◆木目込人形サークル　毎月第1・第3火曜日の午前9時10分～午後3時40分、西部地域センターで。入会金1000円、会費月4000円。初心者歓迎。詳しくは永尾☎72・1003へ。

◆くるめ写真教室　月1回野外撮影、年1回写真展、屋内活動は中央公民館で。会費年6000円。デジタルカメラ、コンパクトカメラを使用。詳しくは榎本☎73・1961へ。

◆外国人のための東久留米にほんごクラス　毎月第1～第3火曜日の午後7時～8時半、市民プラザホールで。会費月300円。入門・初級から。ボランティアの指導者も募集。詳しくは武貞（たけさだ）☎73・5832へ。

◆東久留米ハンドボールクラブ　毎週、木曜日の午後4時半～6時半が第七小学校、土曜日の午前9時半～午後零時半が西中学校で。会費小学1年～3年生が月1500円、小学4年～6年生が月2000円。初心者歓迎。詳しくは長谷川☎090・7349・2087へ。

◆ガールスカウト東京都第150団　月1・2回、土曜日または日曜日、中央公民館ほかで。年長～小学生。主な活動はキャンプ、季節の行事、奉仕など。詳しくは當麻（とうま）☎73・7430へ。

催し

◆さくらを観る会（都立久留米西高等学校PTA）　4月1日（土）午前10時～午後3時、同校校庭で。雨天の場合は4月2日（日）。入場無料。お茶とお菓子をご用意。詳しくは山崎☎77・0659へ。

◆カウリー手織り展示会（社会福祉法人リブリー・ワークランドカウリー）　3月17日（金）～19日（日）午前10時～午後6時、スペース105で。入場無料。草木染めマフラー（シルク・ウール）、裂き織りのバック、小物、結び織りなど。詳しくはリブリー・ワークランドカウリー☎76・1081へ。

◆三周年ダンスパーティー（月曜会）　4月9日（日）午後4時半～8時半、石神井区民交流センター（西武池袋線石神井公園駅から徒歩1分）で。入場料2200円（前売り2000円）。福士徳有己（のりゆき）氏のデモ（モダンA級）あり。会員発表2種目。軽食あり。詳しくは中谷（なかや）☎73・7106へ。

◆ぐうちょっぱっ劇場（東久留米こども劇場）　3月19日（日）午後1時半開演、けやき児童館で。入場料2歳以上800円、親子ペア券1500円。2歳～6歳児向け。体や想像力を使った表現遊び。劇団はNPO法人アフタフバーバン。詳しくは北島☎090・9333・1810へ。

◆うたごえ広場　3月24日（金）午後7時～9時、市民プラザホールで。参加費200円（歌集、お茶代）。詳しくは椙山（すぎやま）☎72・5469へ。

◆黒目川ウオーク（第3弾）～新河岸川との合流部（朝霞市）をめざして（NPO法人東久留米の水と景観を守る会）　3月25日（土）午後1時朝霞市博物館（東武東上線朝霞台駅またはJR武蔵野線北朝霞駅から徒歩15分）集合、同博物館から黒目川最下流部までの川沿いをウオーク。雨天の場合は4月1日（土）。参加費100円（資料・保険代）。先着15人。3月15日（水）から申し込み受け付け。申し込みと詳しくは小林☎21・8136へ。

◆セブンランプスタンズ・スプリングパーティー（劇団シンデレラ）　5月6日（土）①昼の部が午後3時開演（2時半開場）②夜の部が午後6時半開演（6時開場）、成美教育文化会館グリーンホールで。入場料6歳～18歳500円、19歳以上1000円。内容は①が聖歌隊コーラス、劇「ガラスのくつのお姫様」ほか、②が劇「サンドリヨン」。詳しくは橋詰☎090・9844・7185へ。

◆リサイクル・フリーマーケット（市民あおぞら市の会）　3月19日、4月9日・23日（雨天中止）、いずれも日曜日の午前10時～午後2時、市役所1階屋外ひろばで。詳しくは白石☎74・9520へ。

◆第5回ジョリーズナイト（ジョリーウエストジャズオーケストラ）　3月26日（日）午後6時半開演（6時開場）、市役所1階屋内ひろばで。入場料1000円（ワンドリンク、おつまみ付き）。ゲスト出演はテナーサックスが田辺信男氏、ドラムスが後藤おさむ氏。詳しくは市川☎090・3875・5856へ。

◆ミュートス・フルートコンサート　4月2日（日）午後6時半開演（6時開場）、成美教育文化会館グリーンホールで。入場料中学生以上2000円、3歳児～小学生1000円。介助者同伴の場合はペア3000円。午後6時～9時に同ホール横ギャラリーで障がい者作品展も同時開催（入場無料）。詳しくは田中☎58・5114へ。

その他

◆社会人サッカーリーグ参加チーム募集（東久留米市サッカー協会）　全8回、4月～10月の日曜日、市内グラウンドで。参加費1チーム2万5000円、連盟加盟費1万5000円。18歳以上の社会人で主に構成され、東久留米市サッカー協会に加盟可能なチーム。詳しくは五十嵐☎090・3801・4408へ。